

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
558			<p>「日本籍船の数を平成20年度からの5年間で2倍に、日本人外航船員の数を同じく10年間で1.5倍に」(p. 23、1-2行目)</p> <p>他の部分の記述では、ここに示されているような数値はほとんど記されていません。この部分、少なからず違和感を感じましたが、これはかなり根拠あるいは意味のある数値でしょうか? 「基本計画」とはいえ、目標値を置くことはそれなりに重要と思います。そうならば、他の部分すべてについてもかかるべき目標値を示すのが良いと思います。</p>	<p>外航海運関連で具体的な数値目標を明記しているのは、その目標を達成するために、業界を政策的に誘導する制度が用意されるためです。海洋基本計画では、このほかにも、二酸化炭素及び窒素酸化物の排出量削減に関し、具体的な削減目標と達成目標年度を明記するなどしております。</p>
559			<p>「なお、各機関による海洋調査を効率的・効果的に実施・・・調査計画の調整、調査結果の共有・・・」(p. 27、3-6行目)</p> <p>ご指摘の通り、現状のモニタリング調査は効率的・効果的でない部分があります。税源移譲にともなう予算削減の中、調査計画の調整や結果の共有は当然進められるべきです。この部分は、少なくとも、「〇〇年度内に海域ごとに連絡調整協議会を組織し、観測項目・頻度の設定・調整を行う」とか、「必要に応じて、観測・分析・解析等の外部委託を行う」などに言及して戴きたい。モニタリングを担当している各自治体からは、自分が音頭を取って調整会議を持つというようなアクションは生まれなと思いますので、この部分はトップ・ダウンで行うことを明言して戴けると良いと思います。</p>	<p>政府の関与する調査に関しては、「各機関による海洋調査を効率的・効果的に実施するため、(略)各機関の連携・協力により、海洋調査計画の調整、調査結果の共有(略)を行う。その際、(略)地方公共団体(略)の協力が得られるよう努める。」と記述しています。</p>
560	第2部 9		<p>「9. 沿岸域の総合的管理、(1)陸域と一体的に行う沿岸域管理、ウネ養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進」(p. 34)</p> <p>この部分は、汚濁負荷の削減一辺倒の書き方を改め、以下のようなことを踏まえ、水産業を含めた健全な海域生態系の保全という観点で記述戴きたい。</p> <p>経済の高度成長期における急激な汚濁負荷の増加が閉鎖性海域の富栄養化を引き起こしたことは明らかであるが、例えば瀬戸内海西部海域などでは陸域からの負荷の削減により海域の生産量の低下が指摘されている。ノリ養殖においては施肥が各所で行われていることも公然の事実となっていることから、一方で多額の費用をかけて下水道整備するなどさらなる負荷の削減を続けることには大きな矛盾がある。第6次水質総量規制においても、「窒素やリンも適度であれば漁業にプラスであり、澄んだ海と魚の豊富な海は必ずしも両立しない」ことが認識され、「大阪湾を除く瀬戸内海での規制は見送る」とされた。したがって、生産力の低下が見られる海域での今後の下水道整備計画については海域の状況を十分に考慮されるべきである。</p> <p>その際、「沿岸域の総合的管理」の観点から、流入負荷、海域内での物質の循環などを、数値生態系シミュレーションを行うことで科学的・定量的に明らかにし、浅場造成や底質改善など、下水道整備のみに偏らない、費用対効果を含めた検討を行うべきである。また、その対策においては、海域生態系あるいはその生産性を維持するために、例えばダムや下水処理場からの排水による負荷の頻度や時期について検討するなど、新たな試みを含めた対策を行うことが今後必要である。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
561			「放射能の放出」についての一文を入れてください。	放射性物質輸送の安全確保がきわめて重要であることは、第1部2に記述しています。ご指摘の件に関するその他の施策に関しましては、海洋施策の範疇とは異なるものと認識しております。
562	第2部 3	20	20 ア 水産資源に関するコメントです。 「水産資源」⇒「海洋生物資源」に変更することを希望します。 『21世紀型・海藻化学工業システムの確立に向けて、基礎研究開発に早期に着手する』と言う一文を追加してください。	海藻を原料として活用した化学工業推進に関するご意見と承りました。水産資源との表記に関しましては、必ずしも水産資源の用途が食用向けと限定されているわけではありませんので、原案のままでご趣旨は反映できるものと考えます。また、システムの確立に向けた取組につきましては、第2部8(1)イの、「海洋バイオマスを効率的に利活用する技術の開発・普及を推進する」との記述でご趣旨は反映されているものと考えます。
563	総論		「海洋は共有財産、コモンズ」「公益性」の理念の具体化が希薄 海洋がコモンズであるとの位置づけで、国内外の各社会セクターがいかにかつるまうべきかの方向性の明記が必要と思います。現在、海で行われている環境や地域の活動の多くは、「海はみんなのもの」という暗黙の了解に支えられています。今回の基本計画の策定においては、ぜひ、それを明確化してください。その原則のもと、後述の政策の位置づけが明確になってくると思います。	一般的に、海は公の管理に属しており、その限りにおいては自由に利用する空間ということができます。たくさんの方々が海に親しみ、ふれあい、様々な活動をされていることはすばらしいことと思います。 しかしそれは、誰もが海で自由に勝手に好きなことをしてもいいということは意味しません。海岸法等に基づき一定の制限がかかったり、漁業権が設定されている場合もあります。このように、海域には様々な利用実態がある一方、様々なトラブルも生じていることから、海域の利用調整について、第1部5と第2部9に記述しています。
564	総論		市民参加の明確化を 「アジェンダ21」の引用で、持続可能な開発を挙げられています。同様に、NGOや市民参加についても、ぜひ、海洋への重要課題として、日本の海洋政策に、もっと明確に書きこんでいただくようお願いいたします。	NGOや国民の責務、連携・協力については、第3部2に記述しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
565	総論		目標で、海洋環境独自の項目を立ててください。 環境と利用の調和、という位置づけだけでなく、後述のような環境や生物に関する項目を明確化してください。また、生物や自然環境は、人間のために存在するだけでなく、それ自体が価値があるという存在価値の視点も重要です。すなわち、本基本計画が、過剰な人間中心主義に満ちたものではなく、イントロ部分の理念との合致が内容にも展開されるような文章化や概念の言語化の配慮が必要だと思います。	海洋基本法は、我が国の経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ること、及び、海洋と人類の共生に貢献することを目的としていることをご理解願います。
566	総論		生態系サービスの概念の明確化 環境や生態系の保全そのものが人類に利益（サービス）をもたらすという論調が落ちています。	一般国民にとって難解な用語を用いずに、環境や生態系の保全のための海洋施策について記述していることをご理解願います。
567	総論		国際的な環境のプロトコルの尊重 生態系サービスは、従来の環境保全の概念では超えにくかった経済関係との溝を埋め、新たな合意への一歩を踏み出させた概念です。国際会議や国連関係の議論でも、生態系サービスは、国際間の環境上の合意形成のひとつのプロトコルとなっています。	(感想、その他)
568	総論		目標に「予防原則」を入れる 環境関係を目標に掲げるのは困難かもしれません。その場合には、文中の各所にあるような、「未然に防止」「予防的」という行動哲学をより明確に記述すべきと考えます。	ご指摘の点については、可能な限り原案に反映させるよう努めたところです。
569	第1部 1		混獲生物にカブトガニを 海鳥とウミガメが挙がっていますが、国内の内海での事例にも目配りが必要です。 具体的には、カブトガニを入れてください。現在は絶滅危惧種となっている動物ですが、日本の海の自然保護のシンボルです。漁網に絡まって漁業の迷惑とされ、現在でも瀬戸内海などで、混獲がみられます。しかし、漁業者の生態系への認識も変わり、漁具への被害を受けつつも、放流などの努力もしています。これらの過渡期の関係者の努力を位置づけるためにも、代表的な種として入れてください。	ご指摘の部分は「混獲」という用語の理解を助けるための例示であり、原案で十分その意図は達成されているものと考えます。
570	第1部 1		自然保護や市民活動の位置づけを 既存の生物資源、環境保全、自然保護に関する記述を盛り込んでください。特に、市民活動や自然保護活動については、この基本計画にほとんど位置づけられもならず、記述もありません。	既存の生物資源については、第1部5で記述しているほか、主として第2部2において記述しています。また、海洋基本計画は政府が行う施策を主として記述するものであり、政府が行うものではない市民活動や自然保護活動について記述することは困難です。ただし、第3部2の「関係者の責務及び相互の連携・協力」において、国民、NPO等の活動について記述しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
571	第1部 1		海底資源の採掘時の環境影響 海底だけでなく、水中の生物への影響も記述してください。濁水の影響は、海底からはじまり、水塊にも及びます。	第1部1には、「海洋環境の保全」、「海底の生物の生息環境等」と記述しており、ご指摘の水中の生物への影響はこれらの記述に含まれると考えています。ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。
572	第1部 1		環境を事前に評価、軽減する技術開発の実施 この記述は不十分で、アセスメントの技術開発だけでなく、主目的の実施がどのように行われるべきかの整理が不明です。環境アセスメントの原則に則った概念を記載してください。軽減だけでなく、回避、開発の中止という選択肢を最初から除外しているような印象を受けます。	ご指摘の箇所は、資源採取に当たり海底の生物の生息環境等に重大な影響を与えるおそれがあるという認識の下に、資源採取のための技術開発だけでなく、環境に与える影響等に関する技術開発とその達成を明記するものです。いただいたご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。
573	第1部 1		海洋・海底の開発への「戦略的環境アセスメント」の導入を 環境アセスメントは沿岸域の開発で、「合wasメント」と指摘されるなど、社会信義上の問題を指摘されてきました。海洋や海底の開発においては、是非とも戦略環境アセスメントを導入し、同じ轍を踏まないように留意してください。そのためにも、環境影響評価に関する部分を詳述してください。	第1部1では、資源採取に当たり海底の生物の生息環境等に重大な影響を与えるおそれがあるという認識の下に、資源採取のための技術開発だけでなく、環境に与える影響等に関する技術開発とその達成を明記しています。ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。
574	第1部 2		老朽化した護岸の安全確保 老朽化した護岸の老朽化や崩壊による、埋め立て時の廃棄物の流出などが心配されています。急速な埋め立て時に、有害と思われる物質も含めて材料とされましたが、それが海洋中に放出される問題があります。早急な補修や対策、修繕費用の資金調達が必要です。 特に民有護岸は、所有者の管理が不十分だと上記のような事態が起きやすく、資金の確保のため、それに特化した支援やその企業への税制の優遇などが必要かと思えます。	ご意見と関連するものとして、第1部2最終段落において、災害防止策としての「海岸保全施設の整備等」を着実に推進することの必要性を指摘しています。なお、民間護岸の管理等については、その管理者が責任を持って対応することが当然と考えます。
575	第1部 3		データは国家なり 海洋国家におけるデータの重要性について、理念の部分から現場までのつながりをより明確に記述ください。 海洋環境モニタリングなど、地道なデータを取得する現場の重要性を明確に位置付けてください。	海洋に関し環境と調和しつつ開発・利用を促進するためには、海洋調査の充実と得られた情報の取り扱いが基礎となります。このため、海洋調査の重要性や海洋情報の一元的管理・提供などの取組について記述しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
576	第1部 3		<p>地方自治体の研究機関の集中的な支援を一元化すべきデータの取得の現場が崩壊しては、全体が成り立たないのですが、どうも上位構造の部分のシステムの記述が多く、日々海に出て、生データを取っている人や船や組織への目線が弱いように思います。</p> <p>特に、地方自治体の水産試験研究機関、環境研究所が、何十年にもわたって取り続けたデータの重要性は、学界には広く認識されています。それらは、地方分権の時代、財政悪化の中、「陸が優先、海は後回し」という状況になり、次々、調査や測定の削減に遭遇しています。</p> <p>その現場で、多くの人材が育成されてきました。そこが、長期間継続してきた伝統を自らの代で守り切れずに崩壊することは、海洋観測の組織の士気にかかわります。逆にいえば、この現場への集中的なテコ入れは、士気の鼓舞や人材育成に非常に効果的な政策となりえる可能性を秘めています。</p>	<p>海洋基本計画は、政府における取組を記述するものですので、地方公共団体における取組の内容を記述することは適当ではありません。しかしながら、例えば地方公共団体等において取組まれている様々な取組や、調査等の結果により得られている各種情報については大変重要なものであるという認識に立っており、海洋産業の発展や科学的知見の充実等の観点から、国、地方公共団体間の連携を強化することは重要な視点であると考えます。</p> <p>このため、第2部において、海洋に関する情報の一元的管理・提供にあたっては、地方公共団体との連携の視点を明確化するとともに、地方公共団体も含め関係機関の連携強化について取組んでいくこととしています。</p>
577	第1部 4		<p>自然体験、エコツーリズムの産業の記述ももっと盛り込んでください。地域の特性を生かした産業であり、適切な実施により環境保全と経済の双方にも貢献します。</p>	<p>海洋に関する産業は、海洋基本法において「海洋の開発、利用、保全等を担う産業」と定義されており、多岐にわたる産業群がこれに該当しており、重要でない産業は存在しないと考えます。</p> <p>その上で、海洋基本計画においては、多岐にわたる個別産業を具体的に列挙するのではなく、計画期間中に、緊急に対応が必要な産業について、その方向性、具体的施策について列挙しているものです。</p> <p>ご指摘の内容についても、第1部4において、地域活性化の視点に含まれていると考えます。</p>
578	第1部 5		<p>「海洋保護区」の記述を盛り込んでいただき、心より感謝申し上げます。研究者として、その実現に自分のフィールドの地域での協力もふくめ尽力いたします。</p>	<p>(感想、その他)</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
579	第1部 5		<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸侵食に関する記述が、全体的に不十分です。 ・ 海岸工学では、河川からの土砂の問題よりも先に、沿岸漂砂の遮断やバランスの悪化の問題が研究されてきたはずですが、ところが、今回の海洋基本計画では、陸域の影響ばかりが強調されていて、沿岸については曖昧な表現が多く、学術上、工学上の記述のバランスを欠いています。 ・ 沿岸漂砂の遮断が、防波堤など港湾構造物、離岸堤など海岸保全施設により生じていることを明記してください。 ・ 砂利採取、航路維持、河口処理をふくむ、人間の利用や防災のための土砂掘削が、海岸侵食の原因にもなっている点も詳述してください。 	<p>ご指摘の点については、第2部9(1)アで、「河川上流域でのダムを設置や河道における砂利採取等による陸域から海域への土砂供給の減少や、沿岸構造物による沿岸漂砂の流れの変化等のため、近年、全国的に海岸侵食が生じている。」と明記しています。ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>
580	第1部 5		<ul style="list-style-type: none"> ・ 海砂利採取の環境や漁業への影響が、瀬戸内海を中心に指摘されてきました。 ・ 土砂産業だけでなく、浚渫により、事実上の砂利採取がおこなわれています。その適正な管理を求めます。 ・ 経済産業省の政策としても、より深い海底での石油や鉱物の掘削の問題だけでなく、沿岸での砂利掘削の現実に生じている問題を、もっと真剣に考え、対応していただけるようお願いいたします。 ・ 具体的には、砂利採取の減少や適正化により、長期的に環境が保全され、それが生態系や漁業に良い影響をもたらします。そのための技術開発を行ってください。 	<p>いただいたご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
581	第2部 1		<p>漁業は、漁場環境の状態に大きく依存しています。時に、漁場造成や漁港整備が、地先の良好な磯や砂浜、藻場を破壊してしまう事例があります。これは遠洋や沖合の漁業に従事する大型船舶のための港の整備が、沿岸漁場を悪化させるという、皮肉な関係となっています。しかし、沿岸漁業が見直された現在では、そのような水産基盤の計画論の見直し、環境影響がある過度の整備を止め、生態系へのインパクトの軽減が重要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁場や漁港の整備では、国民や住民との合意形成が十分でないのが実情です。海洋産業として漁業を考えれば、その特定産業のためのインフラを税金で整備する際には、広く声を聞くのが普通である。ところが、現在でもこの分野の行政や関係者には、その認識が浸透しているとは言い難い状況です。 ・ 漁港の過度な整備による、沿岸漂砂の遮断、海岸侵食の発生、防災工事による自然の砂浜の人工化の問題も、依然として続いています。 ・ 水産基盤整備は、大きな可能性を秘めた分野ですが、今までは環境面での検討が不十分でした。今回の海洋基本計画の実施を機に、その部分を是正し、よりよい技術や事業になるようにと切に希望します。 ・ 同じ問題は、所管は違いますが、港湾構造物にも見られます。せっかくの環境技術のポテンシャルがありながら、その行使に問題が散見されます。真実をきちんと調査し、対策に取り組むことで、港湾技術が活かされると思います。 	<p>ご意見は、水産基盤等の沿岸施設と海洋環境の調和に関するものと理解しますが、その関連では、第2部9「沿岸域の総合的管理」において記述しています(例えば、(1)アの第一段落)。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
582	第2部 1		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本版海洋自然保護区」の設定による新海洋産業の創出、は考えられないでしょうか。 ・今回の開発と利用では、分野の偏りが目につきます。ぜひ、環境分野をもっと積極的に盛り込んでください。参与に生物研究者がおらず、団体へのヒアリングでも環境分野がほとんどなかったと思われます。 <p>国際的にも重要とされている、自然保護区についての議論の場を積極的に設けてください。</p>	<p>海洋資源の開発・利用と海洋環境保全との調和を図ることは重要であり、第2部1においても、「持続可能な利用」「環境への影響評価」を明記しており、環境に配慮しています。また、第2部においては、2を「海洋環境の保全等」に当てており、海洋保護区についても記述しています。さらに、第1部1は、「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」について記述しており、開発及び利用と環境のバランスを考慮しています。</p>
583	第2部 3		<p>資源の研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これは、前述しましたが、環境影響評価の手法の確立だけでなく、5年内に生じるであろう実施にも踏み込んでください。 	<p>ご意見の趣旨は、第2部3(2)イ「そのために必要な技術開発等について極力具体的に定める。」に記述しています。</p>
584	第2部 2		<p>海洋環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防原則もより、強調して記述してください。 ・具体的に、どのような手続きや調査が、未然の防止や予防につながるのか。 ・「過去の失敗に学ぶ」、「危惧から目をそむけない」、「警告を無視しない」だと考えます。 	<p>ご指摘の点については、海域だけでなく環境保全全般に共通することであり、このことから、ご指摘の点については環境基本法及び環境基本計画等に示される考え方等に基づくべきと考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
585	第2部 2		<p>海洋環境の保全 生物多様性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混獲について、国内の絶滅危惧種のカブトガニも入れてください。理由は前述しました。 ・干潟への環境影響についても、陸域の影響ばかりが強調されています。埋め立て、干拓、航路掘削、なども明記してください。陸に物申す前に、海の適正化が必要と考えます。 	<p>ご指摘の部分は「混獲」という用語の理解を助けるための例示であり、原案で十分その意図は達成されているものと考えます。また、干潟への環境影響の防止については、ご指摘の点を含め海域に係る既存の施策を引き続き推進することに加え、陸域と「一体となった」取組を推進することが必要であることから、第2部2(1)のように記述しています。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
586	第2部 2		<p>海洋環境の保全 環境負荷低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海底環境の保全をより明記してください。 ・砂利採取や航路維持の影響を無視してはなりません。 ・環境上重要な場所には、掘削の原則禁止、抑制を考える必要があります。 ・水質保全に関する国や自治体の行政をきちんと位置づけていただけるようにお願いします。今回の海洋基本計画策定で、もっと、公害を克服してきた水質行政の実績や経験、検討結果を盛り込むべきではなかったでしょうか？ 	<p>海底環境の保全については、海洋環境の保全に含まれます。</p> <p>本基本計画においては、今後5年間を見通して実施する施策を記述していることや、全体の分量とのバランスを勘案し、ご指摘の水質行政の実績や経験等についても重要な点と考えますが、記述しておりません。</p> <p>ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
587	第2部 2		<p>海洋環境の保全 漂着ゴミ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や行政の担っている役割を「公的なミッション」と位置づけてください。 ・現在のような事業レベルでの対応では、限界が見えています。 ・公的ミッションの実態把握を明記してください。現在は、暗黙のサービスであり、きちんとした報告になっていません。 	<p>漂着ゴミ対策に係る行政の役割については、平成19年3月に「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」において策定された当面の施策において整理しており、これを踏まえ、関係府省の連携の下、各種施策を推進することを第2部2（2）において記述しています。</p> <p>地域住民の担う役割等については、第2部第12節において「新たな海洋立国を実現するためには、国民一人一人が海洋に関し深い理解と関心をもち、海洋立国の構成員として主体的に参加していく社会を構築していくことが必要である」ことを記述しています。</p> <p>漂流・漂着ゴミ対策については、「NGO・民間企業等の参加の下での国際連携の強化、関係国間の政策対話、国民への情報提供及び普及啓発等」を促進することを第2部2において記述しています。</p> <p>ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
588			<p>市民参加の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加は、国際的な海洋政策では必須です。 ・一方、市民調査のデータの提供における知的所有権を検討してください。 	<p>調査等への市民参加については、第2部第12節において「新たな海洋立国を実現するためには、国民一人一人が海洋に関し深い理解と関心をもち、海洋立国の構成員として主体的に参加していく社会を構築していくことが必要である」こと、また海洋に関する国民の関心を高めるための取組として「持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組等を含め、海洋に関して講じた様々な施策に関する情報」をわかりやすく発信すること等を記述しています。また、第3部2においては、海洋環境の管理を含めた「海洋に関する施策の企画立案・実施に際しては、関係者による取組が促進されるよう、国民や他の関係者の意見の施策への反映等に努める」ことを記述しています。ご指摘の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p> <p>市民調査によるデータの知的所有権については、原則当該調査を実施した主体に属するものと認識しています。</p>
589	第2部 10		<p>離島</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島の住民も、居住しているだけで国土保全や情報の提供の役割を果たしています。環境の管理もしています。 ・離島の住民の活動を、公的ミッションとして見直すことはできないでしょうか。 	<p>離島住民による海洋の安全確保や海洋の開発・利用、海洋環境の保全等に係る活動は重要であると認識しており、第2部10(1)において、それぞれ例示するとともに、(2)に「離島が海洋政策上の役割を担っていけるよう・・・定住・雇用促進等の施策を推進する必要がある」とし、その海洋政策上の観点も含めて離島の振興を図る旨記述しています。</p>
590	第2部 9		<p>沿岸域管理 総合土砂管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸侵食についての記述が不十分です。沿岸構造物や活動の影響について詳述してください。陸域に物申す前に、沿岸の状況を正確に把握すべきです。 	<p>ご指摘の点については、第2部9(1)アで、「河川上流域でのダムの設置や河道における砂利採取等による陸域から海域への土砂供給の減少や、沿岸構造物による沿岸漂砂の流れの変化等のため、近年、全国的に海岸侵食が生じている。」と明記しています。ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
591			<p>漁業者の公的ミッションの位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者の海での情報提供、管理の活動を、公的ミッションとしての位置づけの検討を加えてください。 ・そのための法制度の整理、改正も行う方向性を検討してください。 	<p>ご趣旨が必ずしも明確に理解できませんが、例えば、海洋の安全に関しては、第2部5(1)ア第1段落において「周辺海域の警戒・監視等で得られた情報」の「情報」の提供を漁業者が行うことは有意義と考えています。一方、このような情報提供を義務として実施させることや、そのための制度上の検討は、その適否を十分検討する必要があるものと考えます。</p>
592			<p>海域の協議会、合意形成の場の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海域の協議会、合意形成の場の設定をお願いいたします。 ・連携といっても、手法が不明確です。 	<p>沿岸域の状況は沿岸域ごとに異なることから、連携に関して、特定の手法を一律に適用する必要はないと考えています。ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>